

令和5年度 長野県交通安全運動推進計画

長野県交通安全運動推進本部

第1 基本方針

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民の交通安全意識を高め、推進機関・団体が連携して交通安全対策を推進することにより、日本一安全な道路交通の実現を目指す。

第2 スローガン 【 信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道 】 R3～R7

第3 重点事項

1 高齢者の交通事故防止

交通事故が減少傾向にある中にあって、交通事故死者の約6割を高齢者が占めているほか、高齢運転者が第1当事者となる交通死亡事故の割合は3割に迫る状況となっており、高齢者の免許保有率が上昇している状況を鑑みれば、今後は更に高い割合で推移することが予想されることから、高齢者の交通事故防止に対する総合的な対策として、次の事項を推進する。

- 家庭、地域、職場等における高齢運転者への声かけや高齢歩行者保護活動の促進
- 医療機関、行政窓口等における高齢者交通安全対策の推進
- 運転時の一時停止交差点等における「止まる・見る・確認する」、歩行・横断時における「止まる・見る・目立つ」の徹底
- 老人クラブ活動や地域会合等における、寸劇などの心に残る参加・体験・実践型交通安全教育の受講促進
- 高齢者交通安全モデル地区を中心とした高齢者宅家庭訪問活動等による啓発活動の展開
- 運転免許証自主返納制度の周知と高齢運転者支援策の充実・強化
- 安全運転サポート車（サポカー）の普及促進

2 通学路・生活道路等の安全確保と歩行者保護の徹底

通学路・生活道路における交通事故防止と子供、高齢者、障がい者等の交通弱者を中心とした全ての歩行者保護を徹底するため、次の事項を推進する。

- 地域、学校、保護者、行政等が連携した継続的な通学路合同点検の推進及び対策案の検討
- 通学路における見守り活動や交通指導取締りの実施
- 通学路・生活道路や園児の移動経路の安全性を高めるための、道路環境整備と交通規制の実施
- 園児・児童・生徒、高齢者等を対象とした、安全な歩行や自転車利用等の交通安全教育による正しい交通ルールの浸透
- 幹線道路から通学路・生活道路への流入抑制（抜け道対策）及び速度抑制対策の推進
- 交差点等における安全確認の徹底と運転者に対する歩行者保護意識の醸成
- 横断歩道におけるルールの遵守とマナーアップ行動の実践

3 自転車の安全利用の促進

自転車運転者の交通安全意識を高め、新自転車安全利用五則を含めた交通ルールの遵守や、道路交規改正により努力義務化された自転車乗用時のヘルメット着用、損害賠償保険加入等自転車の安全利用を促進するため、次の事項を推進する。

- 交通ルールの遵守とマナー向上対策の推進
- 違反行為に伴う罰則、危険走行による交通事故のリスク等、自転車運転者が負うべき社会的責任の周知徹底及び悪質・危険な利用者に対する指導、警告の強化
- 幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、一般、高齢者等、ライフステージに応じた交通安全教育活動の推進
- 幼少期からの安全利用の教育と保護者（大人）の安全意識の醸成
- ヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底
- 自転車加害事故による賠償責任に対応するための自転車損害賠償保険等への加入義務の周知啓発
- 自転車通行環境整備の推進
- 歩道や横断歩道における歩行者等への配慮

4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルトの着用率は年々向上してきたが、四輪乗車中死者の45%が非着用で、非着用者の致死率(5.88%)は、着用者(0.26%)の22.6倍となっていることから、依然として低い後部座席の着用率の向上を含め、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用等を徹底するため、次の事項を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用・チャイルドシート使用の重要性・効果の周知徹底
- シートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の広報とシートベルト等の被害軽減効果についての交通安全教育の実施
- 家庭・職場等における着用チェックの推進
- チャイルドシートの正しい使用のための保護者(大人)の安全意識の醸成
- 市町村、関係機関が連携した定期的な着用率調査の実施と結果公表
- シートベルト非着用・チャイルドシート不使用に対する交通指導取締りの推進

5 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間にかけて、横断歩行者や自転車が関わる交通事故が多発しているほか、夜間の死者が全体の約4割を占めていることから、次の事項を推進する。

- 夕暮れ時の早めのライト点灯と、夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の励行
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための交通安全教育、広報啓発活動の推進
- 歩行者・自転車利用者に対する反射材、自発光材の普及と利用促進
- 道路照明・自発光式道路鉢・高輝度標識等の設置、信号機のLED化など交通安全施設の整備促進

6 飲酒運転等の根絶

飲酒運転・妨害運転(あおり運転)は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結することから、これら悪質・危険な運転行為による交通事故を根絶するため、次の事項を推進する。

- 飲酒運転・妨害運転は危険性の高い悪質な故意の犯罪であるという認識の徹底とその代償の周知
- 家庭、地域、職場などにおける飲酒運転等をさせない、許さない環境づくりの促進
- 飲酒の機会における公共交通機関・自動車運転代行等の利用の促進
- 車両等運転者への酒類の提供禁止、飲酒運転車両への同乗の禁止の周知徹底
- ドライブレコーダーの普及促進

第4 季別の運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動	5月 11日(木)～5月 20日(土) (10日間)
夏の交通安全やまびこ運動	7月 22日(土)～7月 31日(月) (10日間)
秋の全国交通安全運動	9月 21日(木)～9月 30日(土) (10日間)
年末の交通安全運動	12月 15日(金)～12月 31日(日) (17日間)

※他の運動は交通事故の発生状況に応じ、別に定める期間

第5 啓発日

名 称	実 施 日
交通安全の日	毎月 5日、20日
シートベルト・チャイルドシート啓発の日	毎月 4日、14日、24日
二輪車交通安全の日(全国統一バイクの日)	8月 19日(土)
自転車の日	5月 5日(金)

第6 交通安全標語（全日本交通安全協会・毎日新聞社主催交通安全年間スローガン上位入賞作品から） [最優秀作]

- 運転は ゆとりとマナーの 二刀流 [同乗者を含む運転者向け]
- 自転車に 乗るなら必ず ヘルメット [歩行者・自転車利用者向け]
- ペダルこぐ ぼくのあいばう へるめっと [子供部門]

[その他の入選作から]

- 「なにで来た？」 乾杯前の 合言葉 [同乗者を含む運転者向け]
- 返納で 未来へ安全 バトンパス [〃]

- 反射材 「ここにいるよ！」の メッセージ [歩行者・自転車利用者向け]
- イヤホンが 危険を知らせる 音を消す [〃]
- あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう [子供部門]
- 登下校 なれた道でも 気をつけよう [〃]

第7 推進対策

1 交通安全運動実施計画の策定

推進機関・団体は、推進責任者を定め、地域・組織の実情に沿った具体的な実施計画を策定し、その徹底を図って運動への参加意識を高め、交通安全運動を推進する。

2 連携の強化

推進機関・団体は、相互に緊密な連携を保って効果的な交通安全活動を展開する。

3 広報活動の推進

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア、ウェブサイト（ホームページ）、SNS（ツイッター・フェイスブック等）、関係機関・団体の機関紙（誌）・広報紙、地域に密着した有線放送・ケーブルテレビ等、あらゆる広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や季別の交通安全運動の重点等を適時広報する。

第8 交通事故多発時の緊急対策等

1 交通死亡事故多発非常事態宣言

交通死亡事故が一定期間連続発生して、県民の日常生活に大きな脅威を与える事態に至った場合は、「長野県交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱」に基づき速やかに「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発表し、別に定める推進事項を積極的に推進し、交通死亡事故の抑止に努める。

2 交通死亡事故多発警報

交通死亡事故が短期間に連続発生する等「長野県交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱」に定める「交通死亡事故多発非常事態宣言」発表基準に達するおそれがある場合、速やかに「交通死亡事故多発警報」を発表し、注意喚起と交通安全意識の高揚を促すことで、更なる交通死亡事故の発生を抑止する。

3 特異事故等の発生に伴う再発防止対策

交通死亡事故、重大・特異事故等が発生した場合には、「交通死亡事故等現地診断プロジェクトチーム設置要綱」に基づき、プロジェクトチームを設置して現地診断を行い再発防止の徹底を図るほか、上記以外の場合においても、交通事故の発生状況・原因により、関係機関・団体が連携・協力して再発防止に努める。

第9 運動の展開

1 主体別の重点実践事項

主 体	重 点 実 践 事 項
運 転 者	<p>運転者としての社会的責任を自覚して、交通ルールを守ることはもとより、歩行者等への思いやりの心や運転者同士の譲り合いの心を持ち、交通マナーを高め、常にゆとりを持って安全運転に努める。</p> <p>1 「人優先」の交通安全思想の普及と、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践 2 歩行者、障がい者等の交通弱者保護意識の徹底及び道路環境に応じて速度を抑制した安全な走行の徹底 3 横断歩道手前での減速及び歩行者等の有無の確認、並びに横断歩行者がいる場合の一時停止の徹底 4 夕暮れ時の早めのライト点灯の実践と昼間点灯用LEDライト活用の普及 5 夜間における減速運転とハイビームの適切な活用の励行 6 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 7 「飲酒運転四(し)ない運動」（飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗る人には飲ませない・飲んだ人には運転させない）の実践 8 運転中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション・スマートフォン等の画面注視禁止の徹底 9 妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転行為の防止 10 交差点等における早めの合図と正しい右左折の徹底 11 強引な右折の禁止とゆずり合って道路を利用する思いやり運転の推進 12 高齢運転者の身体機能の低下等を自覚した運転方法と安全運転サポート車の普及促進 13 高速道路利用時における「早め休憩」と高速道路における緊急時の3原則（路上に立たない、車内に残らない、安全な場所に避難する）の徹底 14 踏切における一時停止・確実な安全確認の励行と、トラブル時には、ためらうことなく非常ボタンを押すなどの踏切事故防止の徹底 15 自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底 16 新「自転車安全利用五則」の周知と、道路環境に応じた安全な通行の徹底 【新「自転車安全利用五則】 ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用 17 自転車加害事故による賠償責任に対応するための自転車損害賠償保険等の加入義務の周知 18 高齢運転者標識表示の呼び掛けと高齢運転者への思いやり運転の推進</p>
家 庭	<p>交通安全に果たす家庭の役割を再認識し、家族で交通安全について考える「交通安全は家庭から」の定着を図る。</p> <p>1 「交通安全の日（毎月5日、20日）」を中心に、交通安全や交通事故防止、自宅近くの危険箇所、自転車の安全利用等について、家族での話し合いの実践 2 子供、高齢者に対する外出時の交通安全についての声かけや注意喚起の実践 3 「飲酒運転四(し)ない運動」の実践 4 薄暮時から夜間外出の際の反射材、自発光材の活用の促進 5 道路や駐車場では幼児の手を離さない等、幼児に対する安全確保の実践 6 高齢運転者への声かけや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践 7 妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転行為の防止 8 自転車の点検整備の励行、自転車点検整備済証（TSマーク）の普及及び自転車損害賠償保険等の加入義務の周知、自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化に伴う着用の徹底 9 シートベルト全座席着用・チャイルドシート使用の促進</p>

地 域	<p>関係機関・団体と地域住民が一体となって運動を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の重点対象を指定した対策や、地域の交通事故実態等の地域特性に応じた交通事故防止活動の推進 2 子供、高齢者の見守り活動等を通じた交通安全意識の醸成 3 交通安全教室・住民大会等への参加、高齢者宅家庭訪問の実施等による交通安全意識の高揚と定着 4 通学路、生活道路等の交通危険箇所、交通安全施設に対する継続的な点検・整備の実施と道路管理者等への提言 5 高齢者に対する保護誘導活動の推進と老人クラブ交通安全部会、交通少年団等の交通安全リーダーの育成・支援 6 地域と酒類提供業者等が一体となった飲酒運転の根絶 7 暴走をしない・させない・見に行かない地域環境の構築と、暴走行為の通報による暴走族追放気運の醸成 8 生活道路における路上駐車の排除、降雪時の除雪等、道路環境の安全と円滑化の確保 9 高齢運転者への声かけや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践 10 妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転行為の防止とドライブレコーダーの有効活用 11 自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底
職 場	<p>事業者、安全運転管理者、運行管理者等による安全管理を徹底することにより交通安全意識の高揚を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝礼、点呼、行事等における安全運転ワンポイントアドバイスの実施 2 交通安全研修会等の開催 3 飲酒時の運転者管理の徹底（「飲酒運転四(し)ない運動」と「ハンドルキーパー運動」の実践） 4 シートベルト着用状況の点検及び指導の徹底 5 運転記録証明書(SDカード)を活用した安全運転管理 6 各種交通事故防止コンクールへの積極的な参加 7 運転適性診断、危険予測訓練、運転記録証明書等を活用した個別指導の実施 8 ヤングドライバークラブ等の結成及び自主的活動の促進 9 暴走行為・ローリング行為等、無謀運転追放の徹底 10 高齢運転者への声かけや注意喚起、運転免許証の自主返納制度についての話し合いの実践 11 妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転行為の防止とドライブレコーダーの普及促進 12 自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底
学 校	<p>生命尊重の理念に立って、的確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「交通安全教育指針」及び「学習指導要領」に基づく交通安全教育の実践 2 家庭、地域、交通安全推進団体等と連携した心に残る交通安全教室等の開催 3 暴走族加入阻止教育と離脱支援の推進 4 家庭・地域・行政と連携した、継続的な通学路合同点検及び対策案の検討 5 交差点・横断歩道・踏切等の交通要点と危険箇所における歩行者・自転車運転の児童・生徒に対する指導の実施 6 登下校中の児童・生徒が当事者となった交通事故について、関係機関と連携した合同点検の実施とその結果を反映した交通安全教育の推進 7 正しい自転車の乗り方指導とヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底 8 自転車の点検整備の励行、自転車点検整備済証(TSマーク)の普及及び自転車損害賠償保険等の加入義務の周知 9 児童会・生徒会による交通安全自主活動の展開による交通安全意識の向上 10 二輪・原付免許所持の高校生に対する二輪車実技講習の実施 11 交通安全教育指導者研修会等への参加による指導者の指導力の向上
保 育 所	<p>幼児に、正しい交通安全行動を身に付けさせるための交通安全教育を推進する。</p>

幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な交通ルールを習得させるための、寸劇や体験を取り入れた分かり易く心に残る交通安全教育の実施 2 参観日等各種行事や連絡帳等による通信を活用した保護者等への啓発の推進 3 送迎時のチャイルドシート使用の徹底 4 保護者・関係者等が率先して幼児の見本となる、正しい交通安全行動の実践 5 幼児を自転車に同乗させる際のヘルメット着用の徹底 6 道路や駐車場では幼児の手を離さないなど、幼児に対する安全確保の実践 7 自転車の基本的な特性を理解させるため、幼児からの自転車安全教育の推奨 8 関係機関と連携した、継続的な園児移動経路の安全性の確認の実施
-----	--

2 関係機関・団体の主な推進事項

推進機関・団体	主な推進事項
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車・自転車運転者に対する交通ルール遵守の徹底と、正しい交通マナーの浸透・実践に向けた諸対策への取組強化 2 関係機関が行う通学路合同点検の進捗管理及び対策案の見直し 3 自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底 4 幼少期からの自転車教育への支援 5 自転車保険加入の必要性等を周知させる交通安全教育の推進 6 発生状況、形態、地域別等の交通事故分析結果や事故統計の提供による事故発生実態等に応じた交通安全対策の促進 7 交通事故相談等の充実による被害者支援対策の強化 8 「交通安全の日」等の啓発日における各種活動の推進 9 関係機関・団体と連携した総合的な高齢者交通安全対策及び運転免許証の自主返納支援施策の推進 10 市町村・警察等の関係機関と協働した横断歩道におけるルールの遵守とマナーアップ行動の実践、シートベルト全座席着用・チャイルドシート使用に向けた活動の推進 11 夕暮れ時の早めのライト点灯と夜間の減速運転及びハイビームの有効活用、反射材、自発光材の普及促進 12 飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険運転追放と暴走族追放気運の醸成 13 トラクター等の農作業車による交通事故防止対策の推進 14 除雪車や凍結防止剤散布車等の稼働による道路の安全確保と同車両による交通事故防止対策の推進 15 地域の交通安全リーダーを対象とした研修会の開催 （地域の自転車安全利用推進リーダーの育成） 16 幼児、児童を重点とした自転車教室の実施（親子参加の自転車教室含む） 17 交通安全推進機関・団体の行う交通安全事業に対する後援・支援 18 死亡・重大事故等発生時の現地診断・現場点検による再発防止対策の実施 19 交通安全教育用DVDの貸出しやホームページ等を活用した啓発素材の提供及び交通安全教室の開催 20 自転車通行環境の整備の推進 21 安全運転サポート車（サポカー）の普及促進
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車・自転車運転者に対する交通ルール遵守の徹底と、正しい交通マナーの浸透・実践に向けた諸対策の展開 2 関係機関・団体と連携した総合的な高齢者交通安全対策の推進及び運転免許証の自主返納者支援施策の推進 3 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、地区を指定した交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進 4 幼児から高齢者まで対象に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進 5 交通公園やグラウンド等を利用した自転車教室の開催及び自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知と着用の徹底 6 交通安全運動への参加呼び掛けと、各種イベントを活用した広報・啓発活動の推進 7 死亡・重大事故等交通事故発生場所の現地診断による再発防止対策の推進

	<p>8 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討</p> <p>9 トラクター等の農作業車による交通事故防止対策の推進</p> <p>10 除雪車や凍結防止剤散布車等の稼働による道路の安全確保と同車両による交通事故防止対策の推進</p> <p>11 シートベルト・チャイルドシートの着用調査等及び全座席着用等に向けた広報・啓発活動の推進</p> <p>12 乳幼児健診等の機会を活用した幼児交通事故防止及びシートベルト(後部座席)着用率、チャイルドシート使用率向上対策の推進</p> <p>13 夜間事故防止のための道路環境の整備、反射材、自発光材の普及と活用の促進</p> <p>14 研修会等による交通指導員、高齢者交通安全リーダーの育成及び街頭指導活動の推進(県が行う各種交通安全リーダー研修会への積極的参加)</p> <p>15 幼児交通安全クラブ・交通少年団等の育成及び支援</p> <p>16 商店街・駅周辺の駐車(輪)場の整備及び放置自転車対策の推進</p> <p>17 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)等の悪質・危険運転の追放と暴走族追放気運の醸成</p> <p>18 「交通安全の日」における街頭活動の推進</p> <p>19 安全運転サポート車(サポカー)の普及促進</p>
教育委員会 (県・市町村)	<p>1 児童・生徒の発達段階に応じた心に残る交通安全教育の推進</p> <p>2 交通安全教育指導者の指導力の向上を図る研修会等の開催</p> <p>3 交通安全子供自転車大会への参加の促進</p> <p>4 高校生の二輪車実技講習会の周知と全生徒への交通安全教育の実施</p> <p>5 自転車利用者に対する交通ルールの遵守と自転車乗用時のヘルメット着用の徹底及び交通マナーの実践指導の推進</p> <p>6 自転車加害事故に対応する保険等への加入推奨</p> <p>7 児童会・生徒会の交通安全自主活動に対する支援</p> <p>8 交通事故ゼロチャレンジ事業への協力</p> <p>9 「通学路交通安全プログラム」による関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討</p> <p>10 登下校中の児童・生徒が当事者となった交通事故について、関係機関と連携した合同点検の実施と、再発防止対策の推進</p> <p>11 小学生が主体的に取り組む「僕たち・私たちの交通安全宣言」事業への積極的取り組み</p> <p>12 シートベルト着用の重要性を児童・生徒等へ周知</p>
警察	<p>1 交通安全「私から！」運動の推進</p> <p>2 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、高齢者モデル地区等における交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <p>3 参加・体験・実践型高齢者交通安全教育の推進</p> <p>4 「交通安全の日」における街頭活動の推進</p> <p>5 安全運転相談と臨時適性検査の効果的な運用</p> <p>6 認知機能検査の結果を踏まえた、より効果的な高齢運転者対策の推進</p> <p>7 運転免許証自主返納制度の周知と自治体等に対する支援施策要請の推進</p> <p>8 関係機関・団体と連携した交通事故ゼロチャレンジ事業の推進</p> <p>9 横断歩道のルールの遵守とマナー向上対策の推進</p> <p>10 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進</p> <p>11 「飲んだら泊まってって作戦」(飲酒運転根絶キャンペーン)の展開</p> <p>12 交通安全教室等あらゆる機会を通じた「夜光反射材・自発光材」活用の促進</p> <p>13 夕暮れ時の早めのライト点灯と夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の周知啓発の推進</p> <p>14 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)等の悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進</p> <p>15 通学路・生活道路における速度超過・横断歩行者妨害・通行禁止違反等の交通取締りの推進</p> <p>16 暴走族の徹底検挙と関係機関・団体及び地域と連携した暴走族を許さない環境づくりの推進</p> <p>17 自転車運転者に対する正しい通行ルール等の周知や、自転車乗用時のヘルメットの着用の徹底</p> <p>18 自転車運転者の違反行為に対する指導・警告の強化と危険性の高い違反の取締り</p>

	<p>19 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>20 「ゾーン30プラス」「歩車分離式信号」の整備による、通学路及び生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>21 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案の検討</p> <p>22 交通安全施設の整備</p> <p>23 交通死亡事故発生に伴う緊急対策の実施及び現地診断結果等に基づく再発防止対策の推進</p> <p>24 運転者教育の効果的推進及び悪質・危険運転者の早期排除</p> <p>25 関係機関・団体と連携した道路利用状態別の心に残る交通安全教育の推進</p> <p>26 安全運転サポート車（サポカー）を利用した交通安全教室の開催</p>
道路管理者 国土交通省 県 市町村 高速道路株式会社	<p>1 交通事故多発道路及び危険箇所等の交通安全施設整備の推進</p> <p>2 関係機関・団体と連携した道路パトロールによる交通安全施設の点検整備の推進</p> <p>3 夜間事故防止のための道路照明の設置等道路交通環境の整備促進</p> <p>4 関係機関と連携した通学路合同点検の実施と対策案への技術的助言</p> <p>5 通学路合同点検の対策実施状況の情報共有</p> <p>6 歩道の設置や歩道段差の解消等高齢者等交通弱者に配慮した道路交通安全対策及び園児の移動経路に対する交通安全対策の推進（高速道路株式会社を除く。）</p> <p>7 道路情報の的確な把握及び積極的な情報提供の実施</p> <p>8 過積載車両や車両制限令違反車両に対する、関係機関と連携した指導等による道路管理の徹底</p> <p>9 除雪車や凍結防止剤散布車等の稼働による道路の安全確保と同車両の交通事故防止対策の推進</p> <p>10 「ゾーン30プラス」の整備による、通学路及び生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>11 自転車通行環境の整備の推進（高速道路株式会社を除く。）</p> <p>12 全席シートベルト着用の啓発活動の実施</p> <p>13 妨害運転（あおり運転）防止のための啓発活動の推進</p> <p>14 高速道路における緊急時の3原則（路上に立たない、車内に残らない、安全な場所に避難する）の徹底を図るための広報・啓発（高速道路株式会社）</p> <p>15 バス停留所の安全性の確保</p> <p>16 生活道路の交通安全の確保に向けた取組の推進</p>
北陸信越運輸局 長野運輸支局 労働局 自動車事故対策機構 (NASVA)	<p>1 過積載、過労運転の防止等運行管理、労務管理の指導（共通）</p> <p>2 自動車の日常点検・整備及び定期点検・整備の促進（国土交通省）</p> <p>3 無車検・無保険車両の排除（国土交通省）</p> <p>4 不正改造車の排除及び適正な部品販売の推進（国土交通省）</p> <p>5 バス停留所の安全確保（国土交通省）</p> <p>6 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底と自主点検の実施（労働局）</p> <p>7 プロドライバーへ適性診断を通じた安全意識の向上及び交通事故被害者心理の理解（NASVA）</p>
自動車安全運転センター	<p>1 「運転記録証明書（SDカード）」の活用による安全意識の高揚</p> <p>2 安全運転中央研修所への研修受講の促進</p>
交通安全協会 高速道路交通安全協議会 指定自動車教習所協会	<p>1 「交通安全教育指針」に基づく参加・体験・実践型交通安全教育、寸劇等を交えた心に残る交通安全教育の実施と参加の推進（共通）</p> <p>2 全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用徹底の広報及び街頭指導の実施（共通）</p> <p>3 交通安全意識の高揚のための、機関紙（誌）の発行並びに各種広報資料の作成と配布（共通）</p> <p>4 高齢者宅への家庭訪問指導、運転適性診断の実施及び交通安全教室の開催（安協）</p> <p>5 夕暮れ時の早めのライト点灯や反射材、自発光材の活用等の広報・啓発活動の推進（安協）</p> <p>6 自転車の交通ルール・マナー、ヘルメット着用努力義務化の周知啓発と交通安全教育の推進（安協）</p> <p>7 「飲酒運転四(し)ない運動」、「ハンドルキーパー運動」の周知徹底と飲酒運</p>

	<p>転根絶に向けた広報・啓発活動の推進（安協）</p> <p>8 妨害運転（通称「あおり運転」）防止のための啓発活動の推進（安協）</p> <p>9 「交通安全子供自転車大会」、「二輪車安全運転大会」、「自転車交通安全教室」の開催等自転車並びに二輪車運転者等に対する交通安全教育の推進（安協）</p> <p>10 通学路、園児移動経路、その他地域の交通危険箇所に対する安全点検の実施及び道路管理者等関係機関への提言</p> <p>11 危険箇所・通学通園路における指導・誘導活動の推進（安協）</p> <p>12 広報車による交通安全広報・啓発活動の推進（安協）</p> <p>13 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰（安協）</p> <p>14 教習所の施設を開放しての地域の交通事故防止・交通安全等に貢献する活動の推進（指定教協会）</p> <p>15 運転免許取得者に対する交通安全教育及び高齢者講習等の運転者教育の推進（指定教協会）</p> <p>16 教習コースでの自転車交通安全教室開催の協力（指定教協会）</p>
交通安全教育支援センター	<p>1 交通弱者を主たる対象に、寸劇等を交えた心に残る、参加・体験・実践型交通安全教育の実施</p> <p>2 交通安全意識の高揚のための各種広報活動の実施</p> <p>3 夜光反射材及びシートベルト・チャイルドシートの効果教育と着用の推進</p> <p>4 交通安全教育を主体的に行える指導者の育成</p> <p>5 交通安全教育用器材の開発と普及促進</p> <p>6 小学生が主体的に取り組む「僕たち・私たちの交通安全宣言」事業の推進</p>
自家用自動車協会 軽自動車協会 自動車販売店協会 自動車整備振興会	<p>1 不正改造車の排除、自動車の保守管理・点検整備に関する広報啓発の推進（共通）</p> <p>2 高齢運転者標識、昼間点灯用LEDライト普及（共通）</p> <p>3 後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置を含めた安全運転サポート車の普及促進（共通）</p> <p>4 路上放置車両排除・啓発指導（自家用自動車協会）</p> <p>5 安全運転指導者制度の推進（自家用自動車協会）</p> <p>6 軽自動車の保管場所届出の促進と路上駐車の排除（軽自動車協会）</p> <p>7 幼稚（保育）園児、小・中学生及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催並びに事故防止活動の推進（自動車販売店協会）</p> <p>8 高齢者・女性対象の安全運転、車両点検教室の開催及び事故防止活動の推進（自動車販売店協会、自動車整備振興会）</p>
二輪車普及安全協会	<p>1 高校生・高齢者に対する二輪車（原付）安全運転技能講習の開催並びに職場における二輪車安全運転講習の充実</p> <p>2 二輪車昼間点灯・ヘルメットの正しい着用の徹底等ルールとマナーの向上による二輪車に対するイメージアップの推進</p> <p>3 原動機付自転車・二輪車の点検整備と任意保険加入の促進</p> <p>4 自動車損害賠償責任保険の加入確認のための広報・啓発</p>
自転車モーター事業協同組合 サイクリング協会	<p>1 自転車のルール、マナー及びヘルメット着用努力義務化の周知徹底</p> <p>2 自転車の点検整備及び点検整備済証（TSマーク）の普及促進</p> <p>3 自転車損害賠償保険等への加入促進</p> <p>4 自転車購入者に対する保険加入の有無の確認、情報提供</p> <p>5 自転車の安全利用のための体格を考慮した自転車サイズ選定の推進</p> <p>6 高齢者のペダル回転時のふらつき防止のための運転操作講習の推進</p>
鉄道事業者	<p>1 踏切道の立体交差化及び第4種踏切の廃止等の整理統廃合の推進</p> <p>2 踏切保安設備の整備及び関係機関との連携による交通規制の実施</p> <p>3 踏切一時不停止、線路内への立ち入り等列車妨害に対する啓発活動や監視活動の実施（駅ホームからの転落事故防止活動含む）</p> <p>4 道路管理者、警察等と一体となった踏切事故防止対策の推進</p>
安全運転管理者協会 トラック協会 バス協会 タクシー協会	<p>1 事業所等における安全な運転管理の徹底と車両点検の充実（共通）</p> <p>2 シートベルト全席着用の周知徹底（共通）</p> <p>3 夕暮れ時の早めのライト点灯と夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の励行（共通）</p>

個人タクシー協会 ダンプカー協会 建設業協会	4 研修会、講習会等の開催と運転適性検査の実施(共通) 5 「運転記録証明書（SDカード）」の活用による安全意識の高揚(共通) 6 ヤングドライバークラブの結成・育成及び自主活動の徹底(安管協会) 7 事業所及びヤングドライバークラブの交通事故防止コンクールによる交通安全意識の高揚(安管協会) 8 プロドライバー事故防止コンクール等による交通安全意識の高揚(トラック・バス・タクシー・個人タクシー協会) 9 思いやりと交通マナー向上のため、個人タクシー団体マスターズ制度(三つ星)の実施(個人タクシー協会) 10 過積載運転防止のための適正な運転者管理及び労務管理の徹底(トラック協会・ダンプカー協会) 11 バス利用感謝まごころサービス月間中における「バス事業自主管理簿」による自主点検の実施促進(バス協会) 12 衝突被害軽減ブレーキ装置及び後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)の導入促進(トラック協会) 13 各種研修会等における自転車損害賠償保険等への加入促進 14 ドライブレコーダーの導入と録画された事故映像・ヒヤリハット映像を活用した交通安全教育の推進(タクシー協会) 15 バス停留所の安全性の確保対策の推進(バス協会) 16 適切な点検整備による大型車の車輪脱落事故等の防止(トラック・バス・ダンプカー協会)
保育園連盟 国公立幼稚園長会 私立幼稚園 ・認定こども園協会 P T A連合会 高等学校PTA連合会	1 スクールゾーン、通学・通園路の点検と交通安全施設の整備の働き掛け(共通) 2 園児等の移動経路の安全確保に向けた取組の推進(共通) 3 登下校・登降園時における街頭指導の充実(共通) 4 チャイルドシート使用啓発の推進(共通) 5 家庭との連携を強化し、保護者の交通安全意識の高揚(保育園連盟・国公立幼稚園長会・私立幼稚園・認定こども園協会) 6 幼児からの自転車交通安全教室の推奨
シニアクラブ連合会 長寿社会開発センター	1 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進及び運転能力の低下に対する気づきの促しと運転免許証自主返納制度の周知 2 高齢運転者標識表示の呼びかけと実践 3 参加・体験型高齢者交通安全教室への参加促進 4 安全運転サポート車(サポカー)の活用促進 5 後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の活用促進 6 ヒヤリ・ハット地図作成による交通安全意識の高揚 7 明るい服装の着用の呼びかけと反射材、自発光材の活用促進 8 自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化の周知
商工会議所連合会 商工会連合会 石油商業組合 小売酒販組合連合会 生活衛生同業組合連合会	1 路上駐車、歩道駐輪等の自粛・指導(商工会議所・商工会) 2 商品、看板等路上はみ出し防止の自粛・指導(商工会議所・商工会) 3 自動車及び自転車の駐車(輪)場の確保(商工会議所・商工会) 4 給油客に対する交通安全「ひと声運動」の励行(石油商業組合) 5 運転者に「酒を出さない、飲ませない」の徹底 (小売酒販組合連合会・生活衛生同業組合連合会) 6 自動販売機による酒類の深夜販売の自主規制の徹底 (小売酒販組合連合会・生活衛生同業組合連合会) 7 「暴走族に給油しない」自主的運動の励行(石油商業組合)

報道機関	1 高齢者の交通事故防止、反射材、自発光材の普及・活用、シートベルト着用・チャイルドシート使用、飲酒運転の根絶、妨害運転の防止、自転車の安全利用、横断歩道のルール遵守とマナーアップ行動の実践等、特集を組んだ広報啓発 2 交通安全キャンペーン等定期的な広報啓発 3 季別交通安全運動の積極的な広報
前記以外の団体	1 組織等の広報媒体を活用して県民に交通安全を広報啓発 2 高齢者と接する機会を利用した「高齢者交通安全ひと声運動」への参加 3 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート使用の広報啓発 4 夕暮れ時の早めのライト点灯の広報啓発 5 飲酒運転を許さない気運の醸成 6 自転車運転者への交通ルール遵守とマナー向上対策の推進

第10 推進機関・団体

(順不同)

官公庁等	交通・運輸関係団体	その他関係団体
長野県 長野県警察 長野県教育委員会 長野県企業局 市町村 長野県市長会 長野県町村会 長野労働局 長野運輸支局 長野国道事務所 飯田国道事務所 長野行政評価事務所 長野地方法務局 長野県市議会議長会 長野県町村議会議長会	東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) 長野県道路公社 (一財)長野県交通安全協会 (一社)長野県安全運転管理者協会 (一社)日本自動車連盟長野支部 長野県ヤングドライバークラブ連合会 長野県地域交通安全活動推進委員会連合協議会 長野県交通安全活動推進センター 長野県高速道路交通安全協議会 (独)自動車事故対策機構 (一社)長野県自動車販売店協会 (一社)長野県自家用自動車協会 (公社)長野県トラック協会 (公社)長野県バス協会 (一社)長野県タクシー協会 長野県個人タクシー協会 (一社)長野県ダンプカー協会 長野県暴走族追放県民会議 長野県二輪車普及安全協会 自動車安全運転センター長野県事務所 (一社)長野県指定自動車教習所協会 (一財)長野県交通安全教育支援センター (一財)長野県自動車標板協会 長野県交通安全環境施設協会 (一社)長野県自動車整備振興会 長野県軽自動車協会 軽自動車検査協会長野事務所 長野県自転車モーター事業協同組合 長野県サイクリング協会 長野県レンタカー協会 日本ドライブイン協会長野県支部 東日本旅客鉄道(株)長野支社 東海旅客鉄道(株)飯田支店 西日本旅客鉄道(株)金沢支社 しなの鉄道(株)	日刊建設産業新聞社甲信越支社 日本経済新聞社長野支局 産経新聞社長野支局 日刊工業新聞社長野支局 新建新聞社 日本食糧新聞社長野支局 長野県商工新聞社 医療タイムス社 日本農業新聞社信越支局
教育関係団体		郵便局株式会社信越支社 長野県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会長野県本部 全国共済農業協同組合連合会長野県本部 長野県農業機械士協議会 長野県森林組合連合会 東日本電信電話㈱長野支店 日本労働組合総連合会長野県連合会 長野県交通運輸労働組合協議会 全国自動車交通長野地方連合会 (一社)長野県経営者協会 (一社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 長野県中小企業団体中央会 長野県生命保険協会 (一社)長野県銀行協会 長野県弁護士会 (一社)長野県医師会 (一社)長野県歯科医師会 (一社)長野県薬剤師会 長野県はり灸マッサージ師会 長野県医薬品配置協議会 長野県医薬品卸協同組合 長野県石油商業組合 (公財)長野県消防協会 (公社)長野県防犯協会連合会 (一社)長野県建築士会 (一社)長野県建設業協会 (一社)長野県食品衛生協会 長野県小売販賣組合連合会 (一社)長野県生活衛生同業組合連合会 (公財)長野県生活衛生営業指導センター 長野県仏教交通安全協会 (一社)長野県観光機構 長野県観光客安全対策推進会議 ライオンズクラブ ロータリークラブ 街を花いっぱいにする会 (一社)長野県警備業協会 長野県信用金庫協会
青少年・福祉関係団体		
長野県公民館運営協議会 日本赤十字社長野県支部 (一社)長野県ひとり親家庭等福祉連合会 (福)長野県社会福祉協議会 長野県肢体不自由児協会 長野県身体障害者福祉協会 (福)長野県聴覚障害者協会 長野県民生委員児童委員協議会連合会 長野県知的障害者育成会 (一社)長野県連合婦人会 (公社)日本青年会議所長野ブロック協議会 (一社)ガールスカウト長野県連盟 日本ボーイスカウト長野県連盟 長野県青少年育成県民会議 長野県青少年団体連絡協議会 長野県男女共同参画推進県民会議 長野県人権擁護委員会連合会 (一財)長野県シニアクラブ連合会 (公財)長野県長寿社会開発センター		
報道機関	日本放送協会長野放送局 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送㈱ 長野エフエム放送(株) 中日新聞社長野支局 共同通信社長野支局 朝日新聞社長野支局 信濃毎日新聞社 読売新聞社長野支局 時事通信社長野支局 毎日新聞社長野支局 長野日報社	(221 機関・団体)

令和5年4月1日から
自転車乗用時の

ヘルメット着用 努力義務化！



～命を守るために、ヘルメットを着用しましょう～

令和5年（2023年）4月1日施行 道路交通法一部改正

道路交通法第63条の11

（自転車の運転者等の遵守事項）

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



長野県

長野県自転車安全・安心PRキャラクター 風野りん
イラスト／雨宮理真